

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	地方税に関する賦課徴収事務、調査等 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊佐市は、地方税に関する賦課徴収事務、調査等における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

伊佐市長

公表日

平成30年6月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税に関する賦課徴収事務、調査等
②事務の概要	<p>地方税法、伊佐市税条例及び伊佐市国民健康保険税条例等に基づき、①事務の名称に係る賦課事務、収納、滞納整理事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の事務において使用する。</p> <p>【個人住民税】 1月1日現在で伊佐市に住所があり、前年に一定以上の所得があった方に対して個人住民税を課税する。税額は広く均等に負担していただく均等割額と所得に応じて負担していただく所得割額との合計額となる。なお、個人の県民税は、個人の市民税と併せて同時に計算・課税・徴収を行う。具体的には</p> <ol style="list-style-type: none"> ①1月1日時点の住民登録情報を把握し、課税資料を整備 ②前年所得の申告受付 ③課税資料(申告書、給与支払報告書、年金支払報告書など)の内容チェック ④整備された前年の所得・控除の内容から市民税・県民税を計算 ⑤課税計算した結果を納税義務者へ通知 ⑥普通徴収・特別徴収(給与からの天引き)・年金特別徴収(年金からの天引き)により課税 <p>【固定資産税】 1月1日現在で伊佐市に土地・家屋・償却資産を所有している方に対して、その資産価値に応じた固定資産税を課税する。具体的には</p> <ol style="list-style-type: none"> ①法務局からの登記済通知書受領 ②土地の現況調査、家屋評価調査、償却資産実地調査 ③前年中に取得、減少した償却資産の申告受付 ④土地・家屋・償却資産の異動を固定資産課税システムに入力 ⑤土地・家屋・償却資産の課税標準額を計算後、名寄せ、課税計算を行い固定資産課税台帳を作成 ⑥縦覧帳簿の縦覧、固定資産課税台帳の閲覧 ⑦納税通知書、課税明細書の送付 ⑧納税義務者の宛名管理 ⑨納税義務者が死亡した場合の法定相続人調査 ⑩固定資産税の更正、減免等 ⑪固定資産課税台帳登録事項証明書の交付 <p>【軽自動車税】 4月1日現在で伊佐市内に主たる定置場のある軽自動車等を所有している方に対して、軽自動車税を賦課する。 また、身体障害者の方、公益事業に使用する車両等については、申請に基づいて軽自動車税を減免する。具体的には</p> <ol style="list-style-type: none"> ①窓口や軽自動車協会からの連絡による車両の新規登録、廃車などの異動登録 ②4月1日時点の所有車両に対して当初課税 ③課税計算した結果を納税義務者へ通知 ④口座振替や金融機関などの現金納付により徴収 ⑤申請に基づき軽自動車税の減免 <p>【国民健康保険税】 国民健康保険の被保険者に対し、世帯状況、所得状況に応じて国民健康保険税を算定し課税する。具体的には</p> <ol style="list-style-type: none"> ①賦課に向けて、所得を確認、整備 ②課税計算した結果を納税義務者へ通知 ③納付書、口座振替や年金特別徴収(年金からの天引き)などにより課税 <p>【収納及び滞納整理事務】 地方税の徴収事務を行う。過誤納等が生じたときは、還付又は他の滞納税などへの充当を行う。納期限までに納入・納付していない者に対して督促状を発送し、必要に応じて地方税法等に基づく滞納処分を行う。具体的には</p> <ol style="list-style-type: none"> ①納税・納付義務者からの納付・納入状況の確認 ②過誤納者へ還付又は充当処理 ③納税証明書等の発行 ④財産調査、その他調査権の行使 ⑤徴収猶予、換価猶予及び滞納処分の停止の決定 ⑥滞納処分後の換価及び配当
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・Acrocty(個人住民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・総合収納・総合滞納) ・住民税課税支援システム(税務LAN) ・地方税電子申告支援サービス ・電子申請ASPサービス ・家屋評価システム ・中間サーバー ・MICJET(団体内統合宛名システム)

2. 特定個人情報ファイル名

- ・(個人住民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・総合収納・総合滞納)情報ファイル
- ・住民税申告情報ファイル
- ・市民税電子申告情報ファイル
- ・国税連携情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)第9条第1項及び別表第一の16の項 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」第16条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」に該当する項(27の項) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」に該当する項(44の項)	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	税務課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	税務課 鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話 0995-23-1311
-----	--------------------------------------

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	税務課 鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話 0995-23-1311
-----	--------------------------------------

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年6月25日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年6月25日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-1-③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・Acrocty(個人住民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・総合収納・総合滞納) ・住民税課税支援システム(税務LAN) ・地方税電子申告支援サービス ・電子申請ASPサービス ・家屋評価システム ・中間サーバー 	<ul style="list-style-type: none"> ・Acrocty(個人住民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・総合収納・総合滞納) ・住民税課税支援システム(税務LAN) ・地方税電子申告支援サービス ・電子申請ASPサービス ・家屋評価システム ・中間サーバー ・MICJET(団体内統合宛名システム) 	事後	MICJET番号連携サーバーの追記。
平成29年4月1日	II-1対象人数 いつ時点の計数か	平成27年9月1日	平成29年4月1日	事後	
平成29年4月1日	II-2取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年9月1日	平成29年4月1日	事後	
平成30年4月1日	I-5-②所属長の役職	税務課長 吉田 克彦	課長	事後	
平成30年6月25日	I-4-②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠)第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」に該当する項(27の項) 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠)第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」に該当する項(27の項) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」に該当する項(44の項) 	事前	
平成30年6月25日	II-1対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日	平成30年6月25日		
平成30年6月25日	II-2取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日	平成30年6月25日		